



豊 中 市 教 育 セ ン タ ー

〒560-0033 豊中市蛍池中町 3-2-1-600

T E L 0 6 - 6 8 4 4 - 5 2 9 0

F A X 0 6 - 6 8 4 0 - 8 1 2 7

平成 24 年 (2012 年) 6 月 1 日 第 54 号

原点に還って



「先生、おべんきょうしてくるからね」

「先生がんばってきてね。そのあいだ、ぼくたちもがんばっておべんきょうするからね」

先日の初任者研修でのワークショップで、ある先生が自己紹介の場面で発言されていた言葉です。その日、出張に出るとき子どもたちとの会話・・・

「この子たちのためなら何だって・・・」と熱いものが込み上げてきた瞬間だったでしょう。この先生にとって、この日の初任者研修は、一言一句逃すまいと充実した時間であったにちがいないと思います。

平成24年(2012年)4月、豊中市は中核市として新たなスタートを切りました。教育の分野においては、文教行政のさらなる充実が求められています。同時に、池田市、豊能町、能勢町、箕面市、豊中市の豊能地区3市2町に府費負担教職員の人事権が大阪府から移譲されました。このことにともない、これまで大阪府教育センターが実施していた研修のうち、法で定められた「初任者研修」と「10年経験者研修」を豊能地区教職員人事協議会が主管し、3市2町共同で実施しています。

研修事務の移譲による最大のメリットは、研修会場への移動時間が短縮されることと考えています。教職員にとって、子どもたちと触れ合う時間は多くのことを学ぶ貴重な時間です。2つの法定研修は希望の有無にかかわらず、受講することが求められているもの。昨年までより移動時間が短縮されたとはいえ、冒頭の初任者の先生のように、子どもたちを他の先生にお願いし、後ろ髪をひかれながらも受講いただく研修であるにとらえ、受講者にとって、また、子どもたちにとっても実りのあるものになるよう実施していかねばと気が引き締まります。ワークショップを取り入れ、必ず発言をすること、講義を一方向的に聞くだけでなく、必ず受講者自身が考え、教育実践に生かせるよう、アイデアを生み出すことなど、体験した手法を日々の授業にも取り入れてほしいと願い、個々の研修を企画してきました。

先生方が日々されている授業研究と同様、我々も研究を深め、先生方の研修に反映させていくとともに、豊中市教育振興計画に基づいた教育内容のさらなる創造にむけて、研修を活用し、先生方とともに確かな歩みを踏み出していきたいと考えています。

教育センターが名称を変更し、この蛍池の地に移転して、今年で10年目を迎えます。再度、「教育とは何か」を見つめなおし、原点に立ち還る節目の年にしたいと思います。

「子どもが子すすめつかまえた その子のかあさん笑ってた すずめのかあさんそれ見てた お屋根で鳴かずにそれ見てた 」(金子みすずーすすめのかあさんー)

日曜日の朝、TVのCMで流れるたび、この感性を自分の根っこにすえて歩み続けたいと思います。

(鈴木)

★新たな教職員研修がスタート

平成 24 年（2012 年）4 月から教職員研修が以下のように変わります。

小中学校初任者研修・小中学校 10 年経験者研修について

- ◆豊能地区教職員人事協議会及び豊能地区 各市町教育委員会が実施します。
- ◆初任者研修の一環として 2 年目の教員を対象とした社会体験研修は、夏季休業中に 4 回実施する予定です。

小中学校新規採用養護教諭研修・小中学校新規採用学校事務職員研修・養護教諭 10 年経験者研修について

- ◆豊中市と大阪府が共催実施します。
- ◆研修の内容によって、豊中市または大阪府の研修を受講します。

府教育センターの研修について

- ◆防災教育研修、小中学校事務職員新任主査研修、小中学校校長人権教育研修、小中学校教頭人権教育研修、道徳教育研修、小中学校「理科」指導者養成長期研修、学校体育実技指導者養成研修・認定講習会は学校に案内し受講者を募集します。

豊能地区教職員相互交流研修について

- ◆各市町（池田市・豊能町・能勢町・箕面市・豊中市）が実施する研修の一部を相互交流研修として案内します。
- ◆研修をつうじて、豊能地区の教職員の交流の輪が広がります。

府の研究協議会について

- ◆大阪府の研究協議会（学校安全教育研究協議会、学校給食衛生管理・食育研究協議会、児童生徒支援加配配置校研究協議会、就学前人権教育研究協議会 A・B・C、小中学校教育課程連絡協議会、日本語指導研究協議会）は今までどおり参加できます。

今年度の豊中市の新規採用者数は、小学校初任者 61 名、中学校初任者 29 名、新規採用養護教諭 3 名、新規採用事務職員 4 名、計 97 名です

今回は新規採用者研修の様子や感想を紹介します

開講式後、はじめて出会う子どもたちや保護者とどのように向き合うか、話し方や傾聴の姿勢など具体的な事例をとおして「**接遇・カウンセリングマインド研修**」を実施しました。

受講者の感想の一部を紹介します。

- ◆電話対応を保護者とかかわる大切な機会だと考え、1 回 1 回を大切に思うこと、電話対応は相手の気持ちに配慮して行うことが重要だと学んだ。
- ◆相手の話を聞くことの大切さや難しさを学んだ。相手もどう話しているのかわからない状況の中で気持ちを聞くのだから、受け止める側の心の度量が問われるのだと感じた。
- ◆一つの事例についてグループで話し合い、さまざまな意見を聞くことができてよかった。まずは子どもの意見や思いをしっかりと受け止めなければいけないと分かった。



第3回 新規採用者研修 人権について考える①

「人権教育の今、ここから～新規採用の皆さんに送るラフレター～」と題して神戸親和女子大学新保先生から、子どもとの関わりをとおして学んだことや人権教育と学級集団づくりについて講義していただきました。感想の一部を紹介します。

- ◆子どもたちとのかかわり全てが人権教育につながるものであり、私たちも人権とは何か、しっかり考えていかなければと思いました。
- ◆無力感を持つ子どもは、わざと相手を怒らせる試し行為をする。今日クラスでもめごとがあり、その仲裁の判断に悩んだことを思い出しました。
- ◆いいところ、できたところを大げさにほめて、しんどい子のよさをみんながわかるように取り組んでいこうと思いました。

〈教育センター 10周年記念〉夏季教職員研修のお知らせ

講師 刈谷 夏子 先生（大村はま記念国語教育の会事務局長）

日時 8月7日（火） 10時 開演

会場 アクア文化ホール

講演テーマ 「教えるということ」～大村はま先生の教育実践から～（仮題）

午後は1時30分から教育センターにて教育相談応用研修・支援教育研修A⑤・理科授業づくり研修を実施します。ぜひご参加ください！

★教育の情報化とは

教育の情報化には3つの側面があります。

情報・科学グループでは学校における教育の情報化を推進してまいります。

1. 授業の情報化

授業のねらい（目標）を達成するための ICT 活用

- ・教員による教材の提示
- ・児童、生徒による ICT 活用

2. 校務の情報化

業務の効率化とセキュリティの向上

- ・校内のサーバーによる教材や文書の共有化、業務の引き継ぎ
- ・自作教材の作成、コンテンツサーバによる共有（とよなかオリジナルコンテンツ） など



3. 情報教育

児童・生徒の情報活用能力の育成

- ・情報活用の実践力
 - 情報の収集、思考、判断、処理加工、発信、表現など
- ・情報の科学的な理解
 - 情報処理、メディア、ネットワークの特性の理解
- ・情報社会に参画する態度の育成
 - 情報モラル、情報セキュリティ、著作権など

気になる子どもへの支援のヒントより

これって虐待？ —保護者編—

第53号に登場したCさんは、表情が暗く何事にも消極的です。家庭から連絡のない遅刻が多く、担任の先生は心配しています。今回Cさんの保護者とお話する機会が持てました。どのようなことに配慮して話し合っていけばいいのでしょうか？

まず、保護者はどのような人でしょうか？

*子どものことをどのように心配しているのでしょうか？

*家ではどのようなかかわりをしているのでしょうか？

*保護者の印象は？

Cさんの保護者は、化粧っ気がなく服装にもあまり構っていない様子で学校に来られました。Cさんに似た暗い表情で時々ため息をつき黙り込んでいました。担任の先生には、保護者が自分の生活で精一杯でCさんにかかわる余裕がないように見えたが、ゆっくりと待っていると少しずつ話し始めました。

このように子育てに余裕がない保護者の多くは、学校から責められないかと不安に思っています。安心して打ち解けて話せる雰囲気作りが大切です。

支援の手立てとして以下のことが考えられます。

① 焦らずに保護者との信頼関係をつくる

保護者の話や思いに十分耳を傾けましょう。事実確認を急ぐと、保護者は責められるとあって話しにくくなったり、隠そうとしたりするかもしれません。

② 保護者の立場になって話を聞く

つい身近な子どもの立場に立って聞きがちです。保護者の大変さをねぎらいましょう。保護者担当と子ども担当を分担してもいいかもしれません。

③ 不適切な養育が明らかになった場合は、止めることも必要

事実確認を丁寧にしながら保護者を責めない口調に気をつけて、「しつけのつもりでも体罰とみなされます」などその養育は不適切であることを時としてはっきりと伝えることも大切です。

④ 子育てについて一緒に考えていけることを伝える

不適切な養育が明らかになった場合、学校場面では、引き続き子どもの安全や成長を見守っていかなくてはなりません。保護者が相談できる環境づくりが大切です。「一緒に子どものことを考えていきましょう」と保護者に伝えましょう。

☆虐待が疑われる場合は通告の義務があります。管理職にすみやかに報告しましょう。

保護者が孤立しないように、相談できる機関を紹介することも大切です。親子を見守るセーフティーネットを学校と複数の機関で構築して、皆で虐待を未然に防ぎましょう。（春原）

*教育相談ワンポイントシリーズへの感想・ご意見をお寄せください。

参考：『気になる子どもへの支援のヒント—相談事例集—』 p66 67 68

大阪府教育研究所連盟 教育相談部会編 豊中市教育センター 平成21年(2009年)3月発行

